

# 補足給付等における基準額の調整について

---

岐阜市福祉部介護保険課

信長公命名のまち・岐阜市

# 補足給付等における基準額の 調整について

社会保障審議会  
介護保険部会（第126回）  
令和7年10月9日

資料 3

## 介護保険料等における基準額の調整について

- 介護の保険料の算定において、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階の基準については、老齢基礎年金（満額）の支給額相当の金額を踏まえ、設定している。
  - 令和6年度の年金額改定を踏まえ、令和7年4月から基準を見直し、**年金収入等80.9万円**を基準として設定している。  
※ 令和6年中（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額：809,000円/年。
  - 今般、令和7年度の年金額改定により、令和7年中の老齢基礎年金（満額）の支給額が826,464円となり、80.9万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等826.500円**を基準にすることとする。（令和8年4月施行予定）

※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80.9万円の基準についても、同様に措置（令和8年8月施行予定）

